

## 学校感染症

本学学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患（りかん）した場合、または疑いがある場合には、学校保健安全法施行規則第19条に基づき、学内感染および拡大防止のため「出席停止」となります。

### 出席停止の対象となる感染症について

第一種・第二種の感染症と診断されたら出席停止になります。

#### 感染症の種類と出席停止期間の基準について

	種類	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱・痘そう</li> <li>・ジフテリア・南米出血熱</li> <li>・ポリオ・ペスト</li> <li>・クリミア - コンゴ出血熱</li> <li>・マールブルグ病・ラッサ熱</li> <li>・重症急性呼吸器症候群（限定有）</li> <li>・鳥インフルエンザ（限定有）</li> <li>・新型インフルエンザ等感染症</li> <li>・指定感染症・新感染症</li> </ul>	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ（第一種に分類するインフルエンザを除く）</li> <li>・百日咳</li> <li>・麻疹</li> <li>・流行性耳下腺炎</li> <li>・風しん</li> <li>・水痘</li> <li>・咽頭結膜熱</li> <li>・結核</li> <li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>	第二種の感染症（結核・髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インフルエンザにあつては、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで</li> <li>2. 百日咳にあつては、特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで</li> <li>3. 麻疹にあつては、解熱後3日を経過するまで</li> <li>4. 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</li> <li>5. 風しんにあつては、発しんが消失するまで</li> <li>6. 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで</li> <li>7. 咽頭結膜熱にあつては、主要症状消退後2日を経過するまで</li> <li>8. 結核、髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで</li> </ol>
第三種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ・細菌性赤痢・パラチフス</li> <li>・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス</li> <li>・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎</li> <li>・その他の感染症</li> </ul>	第三種の感染症にかかった者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

（学校保健安全法施行規則などより）

### 感染症が疑われる時の対応

#### 1. 登校せず、医療機関を受診してください。

診断されたら大学の健康支援センターと学科のチューターに必ず連絡してください。  
健康支援センター：086-440-1003

#### 連絡時伝えていただく内容

- ① 学生番号・氏名
- ② 医療機関を受診し、診断を受けた日
- ③ 診断名
- ④ 症状・病状
- ⑤ 治療状況
- ⑥ 医師からの指示内容

健康支援センターが不在の場合、学生課・教務課でも対応可能です。

学生課：086-440-1122

教務課：086-440-1117

## 2. 医師の通学許可ができるまでは登校しないで、自宅療養してください。

## 3. 症状が軽快したら、診断を受けた医療機関にて「感染症（学校感染症）に関する通学許可証明書」（下記 Web よりダウンロード）または、医療機関の治癒証明書等を医師に書いてもらい、大学へ登校した際、健康支援センターに提出してください。

（※季節性インフルエンザは、特定の薬剤に限り、初回診察時の領収書と薬の説明書（コピー可）があれば、健康支援センターにて手続き可能です。また、新型コロナウイルス感染症は、濃厚接触者・罹患者であることが確認・証明できる書類等があれば、健康支援センターにて手続き可能です。それに該当しない場合は、「感染症（学校感染症）に関する通学許可証明書」または、医療機関の治癒証明書等の提出をお願いします。手続きについて、予め電話等でご確認ください。）

## 4. その後、教務課にて手続きを行ってください。（印鑑が必要）

### ※出席停止となった場合の授業の取り扱い

「出席停止」により授業に出席できなかった場合は、教務課で「出席停止による欠席届（感染症）」の手続きを行うことにより、欠席のみで単位修得が不利にならないよう、授業に関する配慮を行うこととなっています（1ヶ月未満の欠席が対象）。手続きに関することは、教務課にて確認してください。

## 感染予防

- 外出後は、手洗い・うがいを励行してください。
- 咳エチケット（咳が出ているときはマスクをつける）を守りましょう。
- 咳が続くときや体調不良、発熱（37.5度以上）、下痢などがあるときは、早めに医療機関を受診しましょう。
- 十分な睡眠とバランスのとれた食事を心掛け、体調管理をしましょう。
- 麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等の予防接種が推奨されている感染症に罹患したことがなく、予防接種歴がない学生は、医師と相談のうえ、できるだけ予防接種を受けましょう。  
（※アレルギーや過敏症等のある方は、医師に相談してください。）

本学の学校感染症に関する取扱いは下記Webで確認できます。また、様式もダウンロードできます。

大学ホームページ「在学生・保護者の方」>「健康支援センター」>「学校感染症」

## 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関する取扱いの最新情報を、[倉敷芸術科学大学ホームページ](#)>「[新型コロナウイルスへの本学の対応について](#)」に掲載していますので確認してください。

問い合わせ先：健康支援センター  
086-440-1003